

# 令和3年度大鰐町事業者緊急対策支援給付金 (中小企業・小規模事業者向け)

大鰐町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業績が悪化している町内の中小企業者及び小規模事業者に対し、経営の安定及び事業の継続を図ることを目的とした支援として給付金を給付します。

## 給付の対象者 (①～⑤のいずれにも該当するもの)

- ①町内に本社の登記がある法人又は町内に事業所を有する個人事業主であること。
- ②令和2年分の確定申告又は住民税の申告において事業による収入額が総収入額の5割以上を占めていること。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月から9月までの期間で連続する2月の合計事業収入額が前年又は前々年のいずれかの同期の同一事業による合計事業収入額と比較して3割以上減少していること。
- ④給付金の申請日において事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- ⑤大鰐町暴力団排除条例(平成23年大鰐町条例第21号)第2条に規定する暴力団に該当しないこと。

## 給付金の額

- ◆法人：20万円
- ◆個人事業主：10万円

## 申請の方法 ※申請は1事業者につき1回です

申請書兼請求書に必要な書類を添え役場企画観光課へ郵送してください。

※感染防止対策のため、可能な限り郵送での申請にご協力をお願いいたします。

### 【受付期間】

令和3年10月7日(木)から令和4年2月28日(月)まで ※当日消印有効

### 【提出書類】(口に✓を入れて確認しましょう！)

- ①令和3年度大鰐町事業者緊急対策支援給付金給付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②令和2年分の確定申告書類の写し(※事業収入額が総収入の5割以上を占めていることを確認するため)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けた月(令和3年1月から9月までのいずれかの連続する2か月)の事業合計収入額がわかる書類の写し  
(例)売上台帳などの単月ごとの収入がわかるもの
- ④前年(2020年1月～9月)または、前々年(2019年1月～9月)のいずれかの連続する2か月の事業合計収入額がわかる書類の写し(※③の同期と比較し、3割以上減少しているか確認するため)  
(例)月別の売上収入がわかる確定申告書類(※白色申告の方は、売上台帳などの単月ごとの収入がわかるもの)
- ⑤町内事業者であることがわかる公的書類  
(法人→法人事業概況説明書等/個人事業主→営業許可証の写し等)
- ⑥振込先口座の情報が確認できる書類(通帳やカードなど)の写し
- ⑦本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)の写し(※法人の場合であって、法人事業概況説明書を提出した場合は提出不要)

## 申請・問い合わせ先

大鰐町企画観光課

〒038-0292 大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3  
TEL 0172-55-6561

# ～よくある質問Q&A～

## Q 1. 具体的に対象となる事業者とは？

A. 以下に示す中小企業者と小規模事業者が対象となります。

### ●中小企業者

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

※中小企業基本法第2条第1項関係

### ●小規模事業者

業種	従業員数
卸売業 小売業 サービス業	5人以下
製造業、その他	20人以下

※商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条関係

対象者	対象外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合同会社等）</li> <li>・個人事業主（商工業者であること）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、歯科医師</li> <li>・個人の農林業者</li> <li>・組合（農業協同組合、生活協同組合など）</li> <li>・一般社団法人、公益社団法人</li> <li>・一般財団法人、公益財団法人</li> <li>・医療法人、宗教法人、農事組合法人、社会福祉法人</li> <li>・任意団体</li> <li>・その他、公的支援を行うことが適当でないと認められるもの</li> </ul>

## Q 2. 個人事業主で事業所(店舗)は町内にあるが、住民登録が町外である場合対象になりますか？

A. 住民登録が町外であっても、町内に営業実態のある事業所を有する場合は対象となります。逆に、住民登録が町内でも、事業所が町外にある場合は対象外となります。また、店舗を持たない業種（フリーランス等）の方は、住民登録が町内であることが要件となります。

## Q 3. 事業を複数営んでいる場合、それぞれの事業について申請できますか？

A. 申請は、1事業者につき1回です。

- ◆個人事業主として、複数の事業や店舗を営んでいる場合 →申請は1回のみ
- ◆複数の法人を営んでいる場合 →それぞれの法人で申請可能
- ◆個人事業主をしながら法人を営んでいる場合 →個人・法人それぞれで申請可能

## Q 4. 事業を開始してから日が浅いですが給付金支給の対象となりますか？

A. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた月（令和3年1月から9月までのいずれかの連続する2か月）と2020年か2019年のいずれかの同期（1月～9月）を比較し減収率を算出するため、その期間に事業収入がある事業者であれば対象となります。

## 不正受給防止に向けて

提出いただいた申請書類は、町で厳正に審査・調査を行います。書類に虚偽が認められた場合、給付金の給付後であっても、返還を求める場合があります。